

○岐阜県市町村職員共済組合貸付規則施行細則

昭和46年4月1日  
細則第4号

- 第1次改正 昭和47年4月1日
- 第2次改正 昭和48年4月1日
- 第3次改正 昭和49年4月1日
- 第4次改正 昭和51年4月1日
- 第5次改正 昭和51年10月1日
- 第6次改正 昭和52年4月1日
- 第7次改正 昭和54年4月1日
- 第8次改正 昭和55年4月1日
- 第9次改正 昭和59年2月7日
- 第10次改正 昭和59年11月26日
- 第11次改正 昭和62年2月27日
- 第12次改正 平成元年2月28日
- 第13次改正 平成4年6月16日
- 第14次改正 平成8年6月25日
- 第15次改正 平成9年3月4日
- 第16次改正 平成12年7月12日
- 第17次改正 平成13年4月23日
- 第18次改正 平成14年2月26日
- 第19次改正 平成15年2月18日
- 第20次改正 平成16年2月25日
- 第21次改正 平成18年3月30日
- 第22次改正 平成20年12月22日
- 第23次改正 平成22年2月19日
- 第24次改正 平成23年6月2日
- 第25次改正 平成24年4月9日
- 第26次改正 平成25年2月26日
- 第27次改正 平成26年2月13日
- 第28次改正 平成26年11月27日
- 第29次改正 平成27年2月24日
- 第30次改正 平成27年3月30日
- 第31次改正 平成27年9月29日
- 第32次改正 令和2年3月10日
- 第33次改正 令和3年5月27日

(目的)

第1条 この細則は、岐阜県市町村職員共済組合貸付規則(昭和46年規則第13号。以下「貸付規則」という。)第21条の規定に基づき、貸付事業実施のための手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの制限)

第2条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けは、次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

- (1) 貸付けの申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の償還額(期末手当等(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。)からの償還額を除く。以下この条において同じ。)の合計額と金融機関等(臨時金利調整法第1条第1項に定める金融機関又は他の法令の規定により設立されたもののうち貸付事業を行っている団体若しくは互助会等のほか、個人を含む。以下同じ。)からの借入金に対する毎月の償還額の合計額(以下次号において「月例償還額」という。)が、給料(貸付規則第5条第1項第1号に規定する給料をいう。以下この条において同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者(以下「部分休業等減額者」という。)にあつては、減額後の給料とする。)の100分の30に相当する額を超えるとき。
- (2) 貸付けの申込みをするときにおいて、月例償還額に12を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。)に2を乗じて得た額の合計額が、給料(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。)に12を乗じて得た額及び期末手当等の額(この場合、給料(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。)に4を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。)の合計額の100分の30に相当する額を超えるとき。
- (3) 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
- (4) 給料その他の給与(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。)の差押え又は保全処分を受けているとき。
- (5) 貸付事故者に係る貸付けの取扱基準第2項に定める貸付事故者となったとき。

(貸付金の限度額の算定の基礎となる給料)

第2条の2 貸付規則第5条第1項第1号アに掲げる職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第1項に規定する教育長を含む。以下同じ。)に係る給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)と

する。

- (1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合 当該給料の月額に1.25を乗じて得た金額
- (2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合 当該給料の月額
- (3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該支給される給与の月額

2 貸付規則第5条第1項第1号ウに掲げる職員に係る給料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 賃金又は手当の額のうち給料に相当する分の額が、その算定上明らかである者  
次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める金額  
ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該給料に相当する分の月額に1.25を乗じて得た金額  
イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該給料に相当する分の日額に1.25を乗じて得た金額の22倍に相当する金額  
ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、当該給料に相当する分の1時間当たりの額に1.25を乗じて得た金額に1週間当たりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額
- (2) (1)に掲げる者以外の者 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める金額  
ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該月額  
イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該日額の22倍に相当する金額  
ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額

(貸付けの要件)

第3条 貸付規則第3条第2項の規定により貸付けを受けることができるものは、次に掲げるもので、原則として組合員又は被扶養者が常時自己の用に供するためのものでなければならない。

- (1) 生活必需品の購入
- (2) 自動二輪車若しくは乗用車の購入
- (3) その他理事長が特に必要と認めたもの

2 貸付規則第3条第5項第2号において理事長が定める要件とは、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) 当該教育機関の正規の教育課程の修業年限が、1年以上であること。
- (2) 入学、修学するコースの修業年限が、最低3月以上であること。

第4条 貸付規則第3条第5項第2号に規定する入学貸付については、原則として次に掲げる費用（通常経費に係るものを除く。）の範囲内とする。

- (1) 入学金及び入学に伴う納付金
- (2) 下宿又は入寮に要する費用

2 貸付規則第3条第5項第3号に規定する修学貸付については、原則として次に掲げる費用とする。

- (1) 学資に要する費用

3 貸付規則第3条第6項に規定する高額医療貸付については、次に掲げる費用とする。

- (1) 組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に要する費用

4 貸付規則第3条第7項に規定する出産貸付については、次に掲げる費用とする。

- (1) 組合員（任意継続組合員を含む。）の出産に係る支給の対象となる出産費の費用
- (2) 被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を含む。）の出産に係る支給の対象となる家族出産費の費用

第5条 貸付規則第5条第2項及び第3項に規定する組合員期間は、借入れ申込を行う日に引き続く組合員期間とする。

2 前項及び貸付規則第5条第1項各号の規定により計算した金額に10万円（普通貸付及び特別貸付にあつては5万円）未満の端数があるときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 普通貸付及び特別貸付 2万5,000円未満は切り捨て、2万5,000円以上は5万円に切り上げる。
- (2) 住宅貸付及び災害貸付 5万円未満は切り捨て、5万円以上は10万円に切り上げる。

（貸付申込書に添付すべき書類）

第6条 普通貸付又は災害家財貸付を受けようとする者は、貸付申込書に見積書、契約書（写）を添えなければならない。

2 住宅貸付等を受けようとする者は、貸付申込書に次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住宅の新築の場合 住宅調書、工事施工者の作成した工事費見積書、平面図、土地の登記事項に関する証明書（自己の所有地についてはそれを証明する書類、借地については証明書にあわせて所有者の同意書、購入地については証明書にあわせて売買契約又は売買予約を証明する書類）、建築基準法に定める建築確認通知書又は建築工事届（以下「建築確認通知書等」という。）
- (2) 住宅の増・改築の場合 前号に定める書類及び増・改築を施す前の平面図、建物の登記事項に関する証明書（自己の家屋については、それを証明する書類）
- (3) 住宅の修理の場合 前第1号に定める書類（建築確認通知書等を除く。）及び修繕を施す前の平面図及びその写真
- (4) 住宅購入の場合 前第1号に定める書類（建築確認通知書等を除く。）及び建物

の売買契約書又は売買予約を証明する書類

(5) 住宅敷地の購入の場合 住宅調書、売買契約又は売買予約を証明する書類、土地の登記事項に関する証明書、農地に係るものにあつてはその宅地転用を証明する書類

3 在宅介護対応住宅貸付を受けようとする者は、前項に定める書類のほか、在宅介護対応部分を明記した平面図、在宅介護対応仕様部分の見積書又は在宅介護対応仕様の証明書を添えなければならない。

4 災害を受けたことにより災害貸付を受けようとする者は、前3項に定める書類のほか、罹災証明書又は事故証明書又はこれに相当する官公署の証明書を添えなければならない。

5 前3項に規定する貸付けを受けようとする者は、当該各号に定める書類のほか、貸付申込金額が200万円を超えるときは、申込人の印鑑証明書（住宅貸付にあつては、在宅介護対応住宅貸付と同時に申込みの場合に限り、一部を写）を添えなければならない。

6 特別貸付を受けようとする者は、貸付申込書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 医療貸付の場合 医師の診断書、見積書の写若しくは療養に要する費用の内訳書又は領収書の写

(2) 入学貸付の場合 合格通知書の写若しくは入学許可書の写（海外留学にあつては、留学に係る証明書）、入学に要する費用の内訳書及び入学案内書又は賃借契約書並びに住民票（当該事由の対象となる者が借受人の被扶養者である場合を除き、借受人との続柄が確認できるものに限る。以下同じ。）若しくは戸籍抄本（当該事由の対象となる者が借受人の被扶養者である場合を除き、借受人との続柄が確認できるものに限る。以下同じ。）

(3) 修学貸付の場合 入学許可書の写若しくは在学証明書（海外留学にあつては、留学に係る証明書）、入学に要する費用の内訳書及び入学案内書又は賃借契約書並びに住民票若しくは戸籍抄本

(4) 結婚貸付の場合 見積書の写、結婚証明書又は案内状の写及び住民票又は戸籍抄本

(5) 葬祭貸付の場合 埋葬許可書の写、見積書の写及び住民票又は除籍抄本（故人との続柄が確認できるものに限る。）

7 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けを受けようとする者は、前6項に規定する書類の他、別紙様式第1号による借入状況等申告書及び他の金融機関等からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類（住宅ローン申込書（写）、融資決定通知書（写）、償還表（写）等）を提出しなければならない。

8 前2項の規定にかかわらず、理事長が確認書類の提出の必要がないと認めるときは、この限りではない。

第7条及び第8条 削除

（所属所長の責務）

第9条 所属所長は、理事長が必要と認める場合は、貸倒事故防止のための調査等に協力

するとともに、未償還元利金の回収に努めなければならない。

第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、直ちにその内容を審査するものとし、原則として毎月20日（この日が休日に当たるときはその翌日）に貸付けの可否を決定するものとする。ただし、高額医療貸付及び出産貸付にあつては随時に貸付けの可否を決定するものとする。

2 次の各号に掲げる貸付けについては、その掲げる順位により、優先的に貸付けをすることができるものとする。

- (1) 災害貸付及び特別貸付
- (2) 配偶者及び子を有し自家を有しないものに係る住宅貸付
- (3) 理事長において特にその必要を認めたもの

第11条 削除

(貸付金の交付)

第12条 貸付規則第11条第1項に規定する理事長が別に定める書類は、別紙様式第1号の2による誓約書とする。ただし、乗用車等購入以外の普通貸付、特別貸付、高額医療貸付及び出産貸付の借受人は、この限りでない。

2 理事長は、前条の規定により貸付けを決定したときは、原則として毎月末日（この日が休日に当たるときはその前日に、高額医療貸付及び出産貸付にあつては、貸付決定後）に借受人名義の預金口座へ貸付金を交付するものとする。ただし、借用証書及び誓約書の提出がなされないときは、この限りでない。

(貸付後における提出書類)

第13条 住宅貸付等を受けた借受人は、当該貸付の対象となった不動産を取得したとき又は増改築若しくは修理等が完了したときは、3月以内に別紙様式第4号による工事等完了届に、登記簿謄本の写又は登記事項の全部の証明書の写（不動産の取得及び増改築に限る。以下この条において「登記簿等」という。）及び施行完了が確認できる写真（在宅介護対応住宅貸付にあつては、在宅介護対応部分が確認できる写真）、住民票を添付し、理事長に提出しなければならない。ただし、借用事由が増築、改築又は修理等で登記を行わないときは、登記簿等に代えて建築主事発行の検査済証の写又は固定資産税評価額証明書及び当該工事の委託業者が発行する領収書を提出するものとする。

2 住宅の敷地を購入するため住宅貸付等を受けた借受人が住宅の建築に着手したときは、別紙様式第2号による工事着工届を、完了した場合は、3月以内に前項に規定する書類を理事長に提出しなければならない。

3 住宅の敷地を購入するため住宅貸付等を受けた借受人は、次の各号に掲げる場合を除くほか、貸付けたときから5年以内に住宅の建築工事に着手しなければならない。

- (1) 組合から貸付けを受けた後において特別の事情が発生し、資金の手配が困難であることが顕著であると認められるとき。
- (2) その他理事長において建築の着工が困難であると認めたとき。

4 前項各号の事由により早期に住宅の建築工事に着手できないときは、別紙様式第3号による建築工事着手延期申請書を提出し、理事長の許可を受けなければならない。

(償還)

第14条 貸付規則第14条第4項に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還を猶予しなかったとしたならば、償還表において当該月に償還することとなる償還額から償還する。
- (2) 償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還する。

(繰上償還等)

第15条 貸付規則第14条第5項の規定により未償還元利金を一時に償還した場合における貸付利息の計算については、元利均等償還が行なわれた月の末日までは貸付規則別表第1の2償還月数表の定めるところによるものとし、以後に係るものについては、貸付規則第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

- 2 借受人は、貸付規則第14条第5項の規定により償還する場合にあっては、あらかじめ組合に申出のうえ、別紙様式第5号による貸付金繰上償還申出書を提出し、理事長の定める方法により償還するものとする。

(償還の手続)

第16条 所属所長は、組合から送付を受けた別紙様式第6号による貸付金償還予定表に基づき、毎月借受人の給与から控除した金額を組合に送付しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により所属所長から払込みを受けた場合は、貸付金償還予定表と照合し、これを整理しなければならない。
- 3 高額医療貸付及び出産貸付を受けた借受人が貸付額より、高額療養費、出産費又は家族出産費等の額が少ないとき又はそれらの給付の支給されるべき日に支給がされないときは、その差額を組合が定める振込依頼書により組合の指定する日までに払い込まなければならない。

(書類の返還)

第17条 理事長は、貸付金の償還が完了したときは、遅滞なく借用証書を借受人に返還するものとする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、理事長を経由して返還することができる。

(災害貸付の取り扱い)

第18条 貸付規則第3条第4項各号に規定する災害貸付は、その事由である災害が3年以内のものでなければ、これを適用しない。

(他の共済組合から貸付けを受けている者の取り扱い)

第19条 法に基づく他の組合又は国家公務員等共済組合法に基づく組合から貸付規則に定める貸付金と同種の貸付金（以下「他の組合の貸付金」という。）を受けている者（法第143条第1項に規定する国の組合員であった者以外の者を除く。）が引き続き組合員となったとき、その貸付金を返済するため組合に貸付申込みをする場合については次条から第23条までに定めるところによる。

- 2 第2条第1号から第5号までの規定は、前項に規定する貸付けについて準用する。た

だし、他の組合又は国の組合において、同条第1号及び第2号に規定する審査基準と同程度の審査を経て貸し付けられたものであると認められる貸付けについては、同条第1号及び第2号の規定を適用しないことができる。

(貸付けの種類)

第20条 前条に規定する組合員（以下「異動組合員」という。）が受けていた他の組合の貸付金については、当該他の組合の貸付金を次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める貸付金とみなして貸付規則を適用する。

(1) 貸付規則第3条第3項及び第4項に規定する貸付けに相当する貸付け 同条同項に規定する住宅貸付、災害貸付

(2) 前号に掲げるもの以外の貸付け 貸付規則第3条第2項及び第5項に規定する普通貸付、特別貸付

(貸付けの申込み)

第21条 異動組合員に係る貸付け（以下「振替貸付」という。）の申込みについては、貸付申込書に別紙様式第7号による貸付償還残高証明書を添えなければならない。

(貸付限度額)

第22条 異動組合員に係る貸付規則第5条第1項各号若しくは同条第2項又は第3項の規定による額は、これらの規定によって計算した金額が他の組合の貸付金の未償還額を超えるときは、当該未償還額に相当する金額とする。

(振替貸付金の交付)

第23条 理事長は、異動組合員の振替貸付申込書の提出を受けたときは、直ちにその内容を審査して貸付けの可否を決定するものとし、他の組合の規則に定める貸付金の償還日等を勘案して別に理事長が定める日に借受人名義の預金口座へ貸付金を交付するものとする。

(国鉄等の職員であった者に対する貸付けの特例)

第24条 国の要請を受け、昭和61年4月1日から平成2年4月1日までの間に、国鉄等（国鉄及び国鉄清算事業団をいう。以下同じ。）を退職し、当該退職の日の翌々日以後に地方公共団体の職員として採用された組合員に対して住宅貸付を行う場合の貸付規則第4条の規定の適用については、引き続き組合員となったものとみなし、貸付規則第5条第2項の規定の適用については、国鉄等の在職期間と組合員となった日以後の期間とを合算した期間を組合員期間とするものとする。

(退職等の報告)

第25条 所属所長は、借受人が退職し又は他の所属所へ転出したときは、直ちに別紙様式第8号による異動報告書を理事長及び転出先の所属所長に提出しなければならない。

(補則)

第26条 この細則で定めるもののほか、貸付けの実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、昭和46年4月1日から施行する。

(細則の廃止)

2 岐阜県市町村職員共済組合組合員貸付規則施行細則（昭和41年細則第4号）は、廃止する。

附 則（昭和47年4月1日）

この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日）

この細則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日）

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）

この細則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年10月1日）

この細則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月7日）

この細則は、昭和59年5月1日貸付者から施行する。

附 則（昭和59年11月26日）

この細則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月27日）

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日）

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月16日）

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月25日）

(施行期日)

この細則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月4日）

(施行期日)

この細則は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成12年7月12日）

(施行期日)

1 この細則は、公告の日から施行し、平成12年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日以後公告の日までの間に既に貸付けた貸付及び貸付けを決定した貸付については、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月23日）

この細則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年2月26日）

この細則は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月18日）

（施行期日）

この細則は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年2月25日）

この細則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月30日）

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の岐阜県市町村職員共済組合貸付規則施行細則第6条第9項、第7条、第8条、第11条、第13条第1項及び第17条の規定は、平成18年6月1日以後に申込みがあった貸付から適用し、同日前に申込みがあった貸付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月22日）

この細則は、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平成22年2月19日）

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この細則による改正後の岐阜県市町村職員共済組合貸付規則施行細則第2条の規定及び別紙様式第1号は、平成22年8月1日以後に申込みを受ける貸付けから適用し、同日前に申込みを受けた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月2日）

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日）

（施行期日）

この細則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月13日）

（施行期日）

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 岐阜県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則（平成26年2月17日）による改正前の岐阜県市町村職員共済組合貸付規則第13条の規定により抵当権を設定した借

受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手続きに必要な書類を借受人に交付するものとする。

附 則（平成26年11月27日）

この細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年2月24日）

この細則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この細則は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月4日から適用する。

附 則（平成27年9月29日）

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日）

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

# 借入状況等申告書

私の借入状況は下記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

1. この申告について、所属所長が確認すること。
2. 注意事項を確認し、これに従うこと。
3. この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

組員証記号番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

申込人氏名 \_\_\_\_\_

借入状況等について次のとおり申告します。

## 1. 他の金融機関等からの借入状況

1～5について注意事項をよく読み、正確に記入してください。  
(必要に応じ、添付書類以外の資料の提出を求める場合があります。)

### ① 現在の借入状況

記入日現在における、他の金融機関等からの借入状況について、該当箇所に☑を記入してください。

<input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構	<input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 互助会
<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 信販会社	<input type="checkbox"/> 消費者金融
<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 信用組合	<input type="checkbox"/> 地方公共団体による住宅融資等	<input type="checkbox"/> その他( )
<input type="checkbox"/> 他の金融機関等からの借入はありません。			

上記で☑した借入について以下に記入し、記入した内容が確認できる書類(融資決定通知書の写、償還表の写等)を必ず添付してください。

金融機関名	借入事由	借入年月	※2 申込月末日予定残高 (繰上償還の状況は含まず)	※3 繰上償還の有無 (有の場合、繰上額を明記)	※4 翌月償還予定額		備考
					毎月	ボーナス	
※1 借入名義人		借入額					
		年 月		無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額	円	円	
		万円	円				
		年 月		無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額	円	円	
		万円	円				
		年 月		無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額	円	円	
		万円	円				
借入金の合計				_____	ア	カ	
					円	円	

**【注意事項】**

- ※1…借入名義人が複数の場合(連帯債務等)全員記入してください。(※4-②の事項に注意してください。)
- ※2…①今回申込み借入予定月の月末予定残高を記入してください。  
②今回申込み借入予定月に繰上償還を予定している場合でも、繰上償還前の残高を記入してください。
- ※3…翌月に繰上償還を予定している場合は、必ず記入してください。
- ※4…①翌々月の償還予定額(ボーナスについては次回の償還予定額)を記入してください。  
②※1で借入名義人が複数の場合は、申込者の実際の返済額にかかわらず、1/2の額を記入してください。(連帯債務者が3人以上いる場合も、1/2を記入)

◎以前に共済組合から貸付を受けたときに申告のあった、他の金融機関等からの借入れがすでに完済している場合には、完済が分かる書類(完済証明書等)の写しを必ず添付してください。

### ② 借入審査中、借入予定のもの

借入審査中・予定のものがあれば記入し、記入した内容が確認できる書類(試算表等の写)を添付してください。

金融機関名	借入事由	借入年月	※2 償還予定額		備考
			毎月	ボーナス	
※1 借入名義人		借入額			
		令和 年 月			
		万円	円	円	
		令和 年 月			
		万円	円	円	
借入金の合計			イ	キ	
			円	円	

**【注意事項】**

- ※1…借入名義人が複数の場合(連帯債務等)全員記入してください。(※2の記入に注意してください)
- ※2…※1で借入名義人が複数の場合は、申込者の実際の返済額にかかわらず、1/2の額を記入してください。(連帯債務者が3人以上いる場合も、1/2を記入)

## 2. 岐阜県市町村職員共済組合からの借入状況

### ① 現在償還中の借入

貸付種類 貸付番号	借入年月	借入額	※1 申込月未予定残高 (繰上償還の状況は含まず)	※2 繰上償還の有無 (有の場合、繰上額を明記)	※3 翌月償還予定額		備考
					毎月	ボーナス	
	H・R 年 月	万円	円	無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額 円	円	円	
	H・R 年 月	万円	円	無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額 円	円	円	
	H・R 年 月	万円	円	無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額 円	円	円	
	H・R 年 月	万円	円	無・有→(全額・一部) ↓ 繰上額 円	円	円	
借入金の合計			円	円	ウ	ク	

- 【注意事項】 ※1…①今回申込み共済組合からの借入予定月の月末予定残高を記入してください。  
②今回申込み共済組合からの借入予定月に繰上償還を予定している場合でも、繰上償還前の残高を記入してください。  
※2…借入予定月に繰上償還を予定している場合は、必ず記入してください。  
※3…①借入予定月の翌月の償還予定額(ボーナスについては次回の償還予定額)を記入してください。  
②据置中の修学貸付については、据置終了後の元利均等償還額を記入してください。

### ② 今回申込み貸付

※1 貸付種類	申込額	償還回数	償還予定額		備考
			毎月	ボーナス	
	万円	回	円	円	
	万円	回	円	円	
借入金の合計		円	エ	ケ	

ボーナス償還額 (カ+キ+ク+ケ)
コ
円

- 【注意事項】 ※1…複数の貸付を同時に申込み場合、貸付種類ごとにそれぞれ申込状況を記入してください。

## 3. 他の共済組合からの借入状況

他の市町村(都市又は指定都市)職員共済組合から貸付けを受けたことがありますか。〔無・有〕有の場合は下記に記入してください。

〔借入期間: 年 月から 年 月まで〕〔借入組合: 職員共済組合〕

ただし私は、市町村(都市又は指定都市)職員共済組合から借り受けた貸付金について、平成24年4月1日以降〔指定都市職員共済組合から借り受けた貸付金については平成26年12月1日以降〕の借入期間中に、破産法の規定に基づく破産手続開始決定や民事再生法の規定に基づく小規模個人再生又は給与所得者等再生の手続開始決定を受けた事実はありません。

また、市町村(都市又は指定都市)職員共済組合から借り受けた貸付金の退職時(市町村(都市)職員共済組合の組合員であった者については平成24年3月31日以前を除く。)の未償還元利金について、当該組合の指定する償還期日〔指定都市職員共済組合が指定する償還期日については平成26年11月30日以降の償還期日〕までに償還しなかった事実はありません。

## 4. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

(小数点以下第2位四捨五入)

給料月額 (A)	毎月の償還額 [ア+イ+ウ+エ]…(B)	割合% [B÷A×100]…(C)
円	円	%

- 給料月額(A)に対する毎月の償還額(B)の割合(C)が、30%を超える場合は、貸付ができません。
- 部分休業等により減額されている場合は、減額後の給料月額を記入してください。
- 給料が差押を受けている間は、貸付ができません。

## 5. 年収額に対する年間償還額の割合

(小数点以下第2位四捨五入)

※1 年収額 [A×16]…(D)	年間の償還額 [B×12+コ×2]…(E)	割合% [E÷D×100]…(F)
円	円	%

- 年収額(D)に対する年間の償還額(E)の割合(F)が、30%を超える場合は、貸付ができません。

【注意事項】 ※1…年収額は、実支給額にかかわらず給料月額の16倍を記入してください。

(別紙様式第1号の2)

## 誓 約 書

私は、岐阜県市町村職員共済組合貸付規則(以下「貸付規則」という。)及び岐阜県市町村職員共済組合貸付規則施行細則(以下「施行細則」という。)の定めるところにより、住宅貸付、災害貸付を借用いたしました。

借用いたしました上は、目的以外に使用(購入した土地については他に転売)することなく、更に貸付規則及び施行細則の定めるところにより関係書類を必ず提出することを誓約いたします。

なお、違背したるときはその責を負い組合の指示に従い即時償還することを誓います。

年 月 日

借受人 所属所名

住所

氏名(自署)

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

(注)… 貸付金の送金日までに、誓約書に借用証書を添え提出してください。  
なお、提出されない時は、貸付金の送金ができない場合もありますから必ず提出してください。

## 住宅(災害・在宅)貸付関係提出書類

◎ 工事等が完了次第速やかに提出願います。

1. 住宅の新築・増改築・修理及び住宅又は土地付住宅を購入した場合

- ・「工事等完了届」
- ・「建物の登記簿謄本(写)」または「建物についての登記事項の全部の証明書(写)」
- ・「施工完了が確認できる写真」
- ・「住民票」

2. 在宅介護対応住宅貸付の場合

上記「1」の書類に加え、次の書類を添付して下さい。

「在宅介護対応部分の施工完了が確認できる写真」

3. 住宅の敷地を購入した場合

- ・土地の登記手続き完了後…「土地の登記簿(写)」または「土地についての登記事項の全部の証明書(写)」
- ・住宅の建築に着手したとき…「工事着工届」
- ・住宅の建築が完了したとき…上記「1」の書類

◎ 貸付規則抜すい

(即時償還)

第16条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、貸付けを取り消し、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき(高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が、組合員の資格を失ったときを除く。)
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められるとき
- (4) その他この規則に違反したとき

◎ 施行細則抜すい

(貸付後における提出書類)

第13条 住宅貸付等を受けた借受人は、当該貸付の対象となった不動産を取得したとき又は増改築若しくは修理等が完了したときは、3月以内に別紙様式第4号による工事等完了届に、登記簿謄本の写又は登記事項の全部の証明書の写(不動産の取得及び増改築に限る。以下この条において「登記簿等」という。)及び施行完了が確認できる写真(在宅介護対応住宅貸付にあっては、在宅介護対応部分が確認できる写真)、住民票を添付し、理事長に提出しなければならない。ただし、借入事由が増築、改築又は修理等で登記を行わないときは、登記簿等に代えて建築主事発行の検査済証の写又は固定資産税評価額証明書及び当該工事の委託業者が発行する領収書を提出するものとする。

- 2 住宅の敷地を購入するため住宅貸付等を受けた借受人が住宅の建築に着手したときは、別紙様式第2号による工事着工届を、完了した場合は、3月以内に前項に規定する書類を理事長に提出しなければならない。

(別紙様式第2号)

工 事 着 工 届				
組合員証 記号番号				組合員氏名
貸付番号			貸付種別	住宅・在宅・災害
貸付年月日	年	月	貸付金額	円
工事の 大要	種 別			
	工 事 場 所			
	着 工 年 月 日	年	月	日
	完 成 予 定 年 月 日	年	月	日
上記のとおり着工したので届出いたします。 年 月 日 住 所 氏 名 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様				
所属所受付印			共済組合受付印	

# 建築工事着手延期申請書

年 月 日

岐共貸第

号

所属所名

住 所

借受人

氏 名

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

私は、貸付規則第12条の規定（貸付けた月から5年以内に建築に着手）に基づき  
年 月 日までに建築工事に着手する予定でしたが、今回下記  
理由により建築工事の延期の止むなきに至りましたので、着手の延期を申請します。

延  
期  
の  
理  
由

着工予定年月日

年 月 日

所属所受付印

共済組合受付印

承認年月日

局 長

次 長

課 長

課長補佐

主 任

係

年 月 日

(別紙様式第4号)

住 宅 貸 付 在宅介護対応住宅貸付 工 事 等 完 了 届 災 害 貸 付							
所 属 所 名				貸 付 番 号			
組 合 員 証 号 記 号 番 号				貸 付 種 別	住宅・在宅・災害		
組 合 員 氏 名				貸 付 年 月 日	年 月 日		
				貸 付 金 額	円		
借 用 事 由	新 建 ・ 築 替	増 築	改 築	修 理	住 宅 購 入	土 住 宅 付 購 入	土 地 購 入
所 在 地							
(備考)							
業 者 報 告 欄	<input type="checkbox"/> 工 事 着 工 日			年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 売 買 契 約 日						
	<input type="checkbox"/> 工 事 完 了 日			年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 建 物 引 渡 日						
上記のとおり報告します。 年 月 日 所在地 報告者 氏 名							
上記のとおり完了したので届出いたします。 年 月 日 住 所 借受人氏名 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様							
所属所受付印				共済組合受付印			

(別紙様式第5号)

# 貸付金繰上償還申出書

所属所名	組合員証記号番号	氏名	貸付種類	貸付種類 コード	貸付番号	団信加入区分
		(カナ)	普通	住宅		加入 非加入

複数の項目がある場合はどちらかを選択し、に✓を入れ、必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 全額繰上償還				<input type="checkbox"/> 一部繰上償還			
償還方法	<input type="checkbox"/> 自己資金から償還	償還予定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 回数型		<input type="checkbox"/> 金額型	
	<input type="checkbox"/> 共済貯金から償還	払出予定日	年 月 日	<small>・償還後の月額償還額は変わりませんが個人償還明細表からの計算が必要となります。(ボーナス併用償還については6回単位のみとなります。)</small>		<small>・希望額による償還が可能です。償還後の月額償還額は再計算され変更となります。 ・償還額に応じた回数分が短縮されます。</small>	
償還方法	<input type="checkbox"/> 自己資金から償還	償還予定日	年 月 日	償還予定日	年 月 日	償還予定日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 共済貯金から償還	払出額	円	払出予定日	年 月 日	払出予定日	年 月 日
全額繰上償還額		円		払出額		円	
延滞利息	※	円	未償還残回数【①】	回	回	回	回
償還合計	※	円	未償還残高【②】	円	円	円	円
(※は記入しないでください)				短縮する回数【③】	回	-	
				一部繰上償還額【④】	円	円	
				償還後残回数【①-③】	回	-	
				償還後残高【②-④】	円	円	
				延滞利息	※	円	※
				償還合計	※	円	※
				(※は記入しないでください)		償還後残回数	※
						再計算後月額償還額	※

償還予定日には共済組合・貸付経理口座に着金するよう送金手続きをお願いします。

送金先	岐阜県市町村職員共済組合貸付経理
	十六銀行本店 普通 401292
	大垣共立銀行 ぎふ県庁支店 普通 13086

上記のとおり貸付規則第14条第5項に基づき繰上償還します。 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様 年 月 日 借受人 住所 氏名	局長 次長 課長 課長補佐 係長 主任 係	登録 入力 確認	摘要 共済組合受付欄



(別紙様式第7号)

貸付金残高証明書	
借受人氏名	
所属所名	
貸付番号	
貸付種類	
貸付日	
貸付額	
未償還残高 ( 年 月末日現在)	
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岐阜県市町村職員共済組合理事長 印</p>	

# 異 動 報 告 書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長

下記のとおり借受人が異動しましたので報告します。

記

組合員証記号番号				借受人氏名	(フリガナ)	
貸付種類	貸付番号	借受金額	未償還元金	団信加入 区 分	備考	
貸付種類コード						
			円	月末残高 円	加 入 ・ 非 加 入	
			円	月末残高 円	加 入 ・ 非 加 入	
			円	月末残高 円	加 入 ・ 非 加 入	
			円	月末残高 円	加 入 ・ 非 加 入	
異 動 年 月 日		年 月 日				
異 動 事 由	①退 職	定 年 ・ 依 願 ・ 死 亡 ・ 懲 戒 ・ 分 限 任 期 満 了 (再 任 有 ・ 無)				
	②他の共済組合へ異動	公 立 学 校 共 済 組 合 ・ そ の 他 ( 共 済 組 合 ) 残 高 証 明 書 の 発 行 を ( 希 望 し ます 希 望 し ませ ん )				
	③ 所 属 所 間 異 動	新 所 属 所 名				
		新 組 合 員 証 記 号 番 号				
④そ の 他						
上記①②の場合 の 償 還 方 法	退 職 手 当 金 ・ 自 己 資 金 ・ 他 の 共 済 組 合 か ら の 借 換 ・ そ の 他 ( )					
摘 要						

決 裁						登 録		摘 要
局 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係	確 認	入 力